

令和6(2024)年度観光デジタルプロモーション等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 案件名
令和6(2024)年度観光デジタルプロモーション等支援業務
- (2) 委託業務の内容
別添「令和6(2024)年度観光デジタルプロモーション等支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託業務の履行期間
契約締結の日から令和7(2025)年3月31日(月)まで
- (4) 委託契約金額の上限
22,151,470円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 事業目的
本県への旅行需要を喚起するため、Instagramを活用したプロモーションを効果的かつ効率的に実施する。
また、これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことでPDCAサイクルを循環・深化させ、より効果的なデジタルプロモーションを展開し、本県への旅行需要の創出を図ることを目的とする。
- (6) 書類提出先等
所属：栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班(担当：小林)
住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館6階)
電話：028-623-3305 F A X：028-623-3306
E-Mail：kanko@pref.tochigi.lg.jp
受付時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

2 プロポーザル参加要件

参加者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込であること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る実施要領等の公表開始日から本要領3(1)に記載する企画提案選定委員会開催日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 本要領 3 (1)に記載する企画提案選定委員会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和 6 (2024)年 3 月 1 日（金）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 6 (2024)年 3 月 5 日（火）正午まで
ウ 質問に対する回答	令和 6 (2024)年 3 月 6 日（水）
エ プロポーザル参加申込受付期限	令和 6 (2024)年 3 月 11 日（月）正午まで
オ 企画提案書受付期限	令和 6 (2024)年 3 月 21 日（木）正午まで
カ 企画提案選定委員会（書面）開催	令和 6 (2024)年 3 月 27 日（水）
キ 審査結果の通知・公表	令和 6 (2024)年 3 月下旬

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式 1）により電子メールにファイル（ファイル形式は Microsoft Word、又は PDF とする。）を添付して提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、参加申込書（別紙様式 2-1）、参加資格確認書（別紙様式 2-2）、事業者概要（別紙様式 2-3）を郵送、持参又は電子メールに添付して提出すること。郵送又は電子メールでの提出の場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。

なお、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、3 月 14 日（木）17 時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版とし、A3版を利用する場合にはA4判サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意とするが、次の内容を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) フィード投稿の際に使用する画像案及びその調達方法

(イ) リール動画の構成案及び撮影・編集方法

(ウ) 広告配信の種類（動画・静止画）選定、クリエイティブ作成の考え方

(エ) 広告配信手法についての提案（配信設定、ターゲット設定、データ取得ツール、配信効果最大化のための手順）

(オ) 広告の想定配信回数

(カ) 具体的かつ詳細な業務遂行人員体制

(キ) 実施計画及び全体スケジュール

(ク) 類似業務実績

(ケ) 見積額

(コ) その他提案者の追加提案

ウ 企画提案書は、1者1提案のみとする。

エ 企画提案書は正本と副本を紙及び電子データにより提出すること。提出部数は正本1部、副本1部の計2部とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての「見積書」の正本1部を提出すること。

なお、見積書は、必要な項目ごとに可能な限り細かく区別する（諸経費や消費税も区別する。）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出及び撤回は認めない。

イ 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。

オ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができるものとする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領、仕様書等の記載内容に同意したものとみなす。

4 契約候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当することを確認した後、次により審査を行う。

(1) 審査項目

別表のとおり。

(2) 審査項目・評価内容及び選考委員

提出された企画提案書の内容を、「令和6(2024)年度観光デジタルプロモーション等支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)」において、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載し、公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

5 契約に関する事項

(1) 上記4の審査会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

(3) 立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

電子契約を行う場合は、県が指定した立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は契約締結に利用するメールアドレスを用意すること。

(4) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

6 プロポーザルの変更等

令和6(2024)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合及び本業務は国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、本要領1(4)に掲げる額の減額やそれに伴う仕様等の変更などを行ったうえで、契約候補者に選定された者と契約に向けた協議を行うことがある。

7 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合

- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反した場合
- (7) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (8) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合を含む。）

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、栃木県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の保護
受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に準じて、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 守秘義務
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

9 支払条件

業務完了確認後の精算払とする。

10 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費については、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、提出後、内容の追加及び修正等は認められない。
- (4) 提出書類及び選考の経過は、非公開とする。
- (5) 提出された書類は、返還しないこととする。
- (6) 提出された書類は、県庁内及び委員会で使用する場合に限り、複写することができる。

審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は以下のとおりとし、各選定委員が採点する。
- 2 企画提案者ごとに、全選考委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除き4名の平均点を算出し、最も高かった者を契約交渉者とする。
 なお、最も高かった者が複数ある場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。
- 3 提案者が1者の場合は、各委員採点の総和の平均60点以上をもって契約交渉者とする。

評価項目及び配点（100点満点）

区分	評価項目	配点
(1) 企画提案の優位性	・業務の目的及び業務内容を十分理解し、達成できるか。	10
	・独自の提案や工夫はあるか。	10
(2) 企画提案の実施可能性	・業務を遂行するために必要な人員が確保されているか。	10
	・フィード投稿において、ターゲットへの訴求力が高い画像の調達ができるか。	20
	・リール動画投稿において、ターゲットへの訴求力が高い動画の撮影・編集ができるか。	15
	・広告配信において、目標達成に向けクリエイティブが適切な内容であるか。	10
	・広告配信において、ツールや広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	15
	・過去の同種または類似の業務実績があるか。	5
(3) 必要経費	・業務内容に見合った適切な見積額であるか。	5
合計		100